

別紙2

大規模施設等に対する要請及び協力金の概要について

○要請等の期間

令和3年8月27日～9月12日

※やむを得ない事情により8月27日に間に合わない場合でも、8月29日までに協力を開始し、すべての期間において協力すること

※商業施設、遊技施設、遊興施設及びサービス業（いずれも10,000㎡超の施設）に対する土日の休業要請については、令和3年9月11日及び12日

○要請等の内容

集客施設への要請(特措法第24条9項に基づくもの)

①イベント関連施設等

施設の種類	施設の例	要請内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
劇場等	劇場, 観覧場, 演芸場, 映画館 等	[法第24条第9項に基づく要請事項] ・5時から20時までの営業時間短縮 ・人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請 ・イベントを開催する(映画館の上映を含む。)場合は、21時までの営業時間短縮	[法第24条第9項に基づく要請事項] ・人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請 ・イベントを開催する場合は、21時までの営業時間短縮
集会・展示施設	集会場, 公会堂, 展示場, 貸会議室, 文化会館, 多目的ホール	[働きかけ] ・入場整理等の働きかけ ・店舗での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ	[働きかけ] ・イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮の働きかけ ・映画館は、上映期間において21時までの営業時間短縮の働きかけ
ホテル・旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)		・入場整理等の働きかけ ・店舗での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ

※ イベント主催者が開催形態をオンライン配信等としてイベントを実施するために施設を利用する場合には、営業時間短縮の要請又は働きかけの対象としない。

②イベントを開催する場合がある施設

施設の種類	施設の例	要請内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
運動施設等	体育館, スケート場, 水泳場, 屋内テニスコート, 柔剣道場, ボウリング場, テーマパーク, 遊園地, 野球場, ゴルフ場, 陸上競技場, 屋外テニスコート, ゴルフ練習場, バッティング練習場, スポーツジム, ホットヨガ, ヨガスタジオ 等	[法第24条第9項に基づく要請事項] ・5時から20時までの営業時間短縮 ・人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請 ・イベントを開催する場合は、21時までの営業時間短縮	[法第24条第9項に基づく要請事項] ・人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請 ・イベントを開催する場合は、21時までの営業時間短縮
博物館等	博物館, 美術館 等	[働きかけ] ・入場整理等の働きかけ ・店舗での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ	[働きかけ] ・イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮の働きかけ ・入場整理等の働きかけ ・店舗での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ

※ イベント主催者が開催形態をオンライン配信等としてイベントを実施するために施設を利用する場合には、営業時間短縮の要請又は働きかけの対象としない。

③参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設

施設の種類	施設の例	要請内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
商業施設	百貨店の地下の食品売り場等	[第24条第9項に基づく要請事項] ・入場者の整理等	
	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	[法第24条第9項に基づく要請事項] ・5時から20時までの営業時間短縮 ただし、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く 【令和3年9月11日、12日】 ・10,000㎡超の施設については、土日休業を要請(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗をのぞく。) ただし、10,000㎡を超えない範囲で営業する場合は、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗に限らない。 [法第45条第2項に基づく要請事項] ・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等 [働きかけ] ・店舗での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ	[働きかけ] ・5時から20時までの営業時間短縮の働きかけ ただし、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く ・入場整理等の働きかけ ・店舗での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	[法第24条第9項に基づく要請事項] ・5時から20時までの営業時間短縮 ただし、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く 【令和3年9月11日、12日】 ・10,000㎡超の施設については、土日休業を要請(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗をのぞく。) ただし、10,000㎡を超えない範囲で営業する場合は、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗に限らない。	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等	[働きかけ] ・店舗での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ	
サービス業(生活必需サービス除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	[働きかけ] ・入場整理等の働きかけ ・店舗での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ	

※ イベント主催者が開催形態をオンライン配信等としてイベントを実施するために施設を利用する場合には、営業時間短縮の要請又は働きかけの対象としない。

④その他の施設

施設の種類	施設の例	要請内容
学校、保育所、福祉サービス等	幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学等	・感染防止対策の徹底 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等
葬祭場	葬祭場	・感染防止対策の徹底 ・酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)自粛の働きかけ
図書館	図書館	・感染防止対策の徹底 ・入場整理の働きかけ
遊興施設	ネットカフェ、漫画喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設	・感染防止対策の徹底 ・入場整理の働きかけ
サービス業	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店等	・店舗での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)及びカラオケ設備使用の自粛の働きかけ
学習支援業	自動車教習所、学習塾等	・感染防止対策の徹底 ・オンラインの活用等の働きかけ

○休業又は営業時間の短縮要請に対する協力金の概要

対象事業者	1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者	左記の大規模施設のテナント事業者等
支給額	<p>【営業時間の短縮】 1日当たり給付額×(要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間)×対応日数 ※1日当たり給付額 大規模施設：対象床面積1,000㎡毎に20万円 (10店舗以上のテナントを持つ大規模施設事業者の場合、別途把握管理に係る経費を支給する)</p>	<p>【営業時間の短縮】 1日当たり給付額×(要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間)×対応日数 ※1日当たり給付額 テナント：対象床面積100㎡毎に2万円</p> <p>〔映画館運営事業者及び映画配給会社〕 1日当たり給付額×(要請に応じ上映できなかった回数÷対象日に予定していた上映回数)×対応日数 ※1日当たり給付額：1スクリーン毎2万円</p>
	<p>【休業】 1日当たり給付額×対応日数 ※1日当たり給付額 大規模施設：対象床面積1,000㎡毎に20万円 (10店舗以上のテナントを持つ大規模施設事業者の場合、別途把握管理に係る経費を支給する)</p>	<p>【休業】 1日当たり給付額×対応日数 ※1日当たり給付額 テナント：対象床面積100㎡毎に2万円</p>
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・要請期間中のすべての日で要請にしていること ・要請期間中に、下記の「重複受給ができない制度」を受給していないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・要請期間において、要請にしている大規模施設の区画を賃借し出店している店舗を運営する事業者であること ・当該大規模施設が要請に応じたすべての期間に、大規模施設に合わせて休業又は営業時間短縮を行った店舗であること ・要請期間中に、下記の「重複受給ができない制度」を受給していないこと
	<p>〔重複受給できない制度〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食業に係る感染症拡大防止協力支援金（別紙1） ・広島県頑張る中小事業者月次支援金 ・月次支援金（経済産業省） ・コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（経済産業省） ・コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業（文化庁） ・その他、当該施設を対象とした休業要請・営業時間短縮要請に関する国や地方公共団体からの補助金等 	